

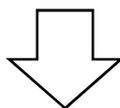
選考試験に関する新たな取組みについて

1 特別選考⑥「カレッジ修了者」に対する筆記試験免除範囲等の拡大

これまで「かながわティーチャーズカレッジチャレンジコース修了者」に対して、筆記試験の一部免除での受験を認めてきた特別選考⑥「カレッジ修了者」について、筆記試験免除範囲等を拡大する。

- ・一般教養・教職専門試験に加えて、教科専門試験も免除とする。
- ・対象校種等・教科を中学校国語、高等学校国語にも拡大する。

	対象校種等・教科	対象者	免除となる試験
令和4年度 実施試験 「かながわ ティーチャ ーズカレッ ジ(チャレ ンジコー ス)修了者」	小学校 中学校・高等 学校(英語) 特別支援学校	「かながわティーチャーズカレッジ(チャレンジコース)」の令和3年度修了者	(第1次試験) 一般教養・教職専門試験



	対象校種等・教科	対象者	免除となる試験
令和5年度 実施試験 「かながわ ティーチャ ーズカレッ ジ(チャレ ンジコー ス)修了者」	小学校 中学校・高等 学校(国語、英 語) 特別支援学校	「かながわティーチャーズカレッジ(チャレンジコース)」の令和4年度修了者	(第1次試験) 一般教養・教職専門試験 <u>教科専門試験</u>

2 「特別支援学校教諭等普通免許状」所有者及び取得見込み者に対する加点

「小学校」、「中学校」及び「高等学校」の選考区分受験者を対象に、次の要件を満たす場合は、第1次試験の筆記試験に5点を加点する。

特別支援学校教諭等普通免許状を所有、もしくは令和6年3月31日までに取得見込みの人。